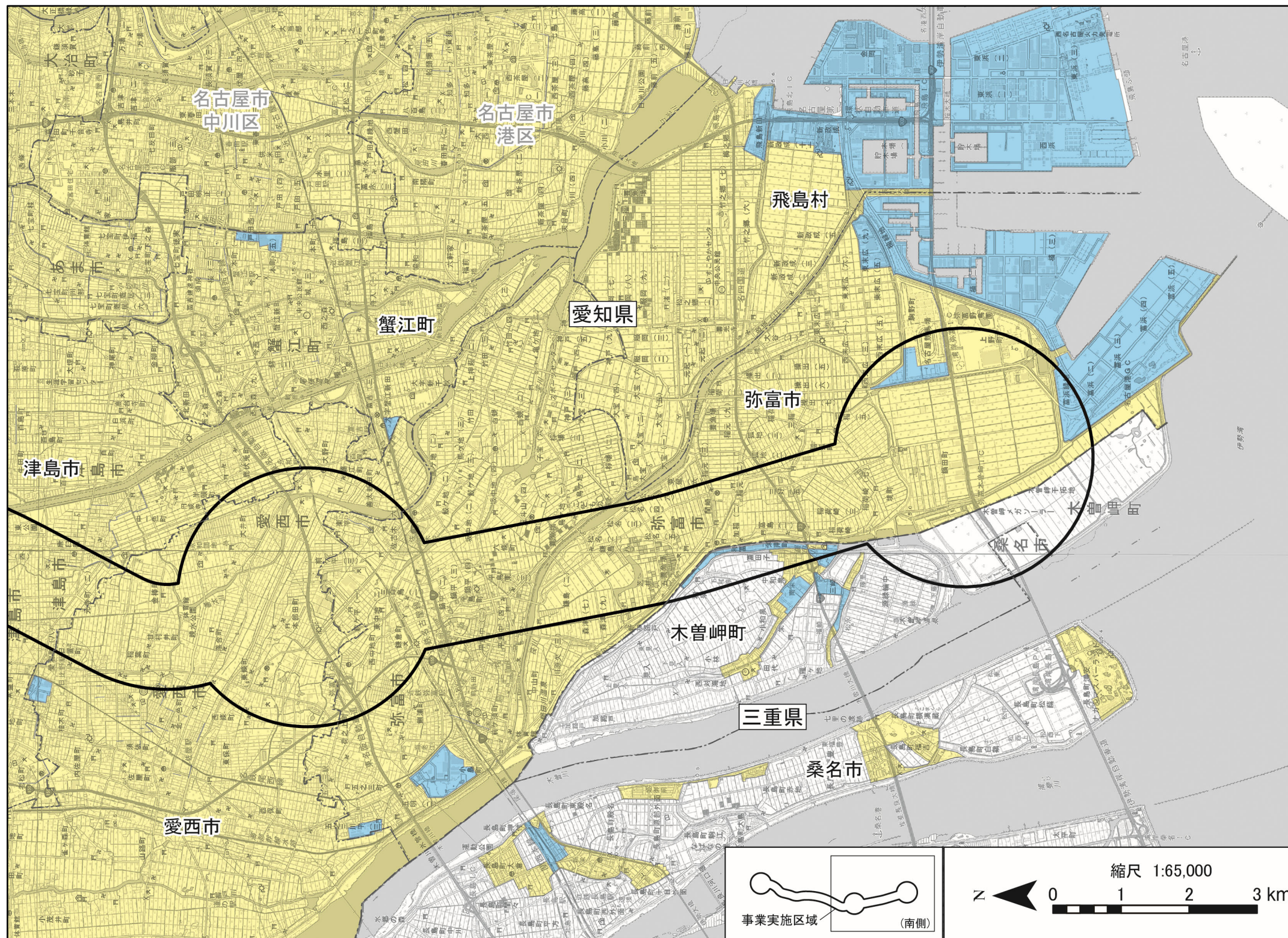


- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    市町村界
  - 第1号区域
  - 第2号区域

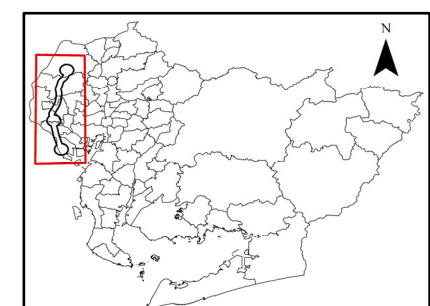
出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年9月27日愛知県告示第799号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）  
 「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）  
 「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日） 「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）  
 「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日） 「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）  
 「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）  
 「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域」（昭和52年12月6日三重県告示第728号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日桑名市告示第64号）  
 「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1046号）  
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1048号）  
 「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）  
 「一宮市告示第222号」（平成27年6月1日） 「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）  
 「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日） 「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）  
 「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

図 4-2-15(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法・振動規制法）



- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    市町村界
  - 第1号区域
  - 第2号区域



事業実施区域 (南側)

縮尺 1:65,000

出典：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和46年9月27日愛知県告示第799号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）  
 「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第17号）  
 「一宮市告示第64号」（平成14年3月15日） 「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日）  
 「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日） 「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日）  
 「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）  
 「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日 三重県規則第39号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域」（昭和52年12月6日三重県告示第728号）  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による市長が指定する区域」（平成24年4月1日桑名市告示第64号）  
 「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1046号）  
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1048号）  
 「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）  
 「稲沢市告示第29号」（平成24年3月30日） 「愛西市告示第40号」（平成24年3月30日）  
 「弥富市告示第25号」（平成24年3月30日） 「あま市告示第48号」（平成24年3月30日）

図 4-2-15(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法・振動規制法）

表 4-2-31 特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 <sup>注</sup>
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～10 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く</li> <li>・作業開始日に終わるものを除く</li> </ul>
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

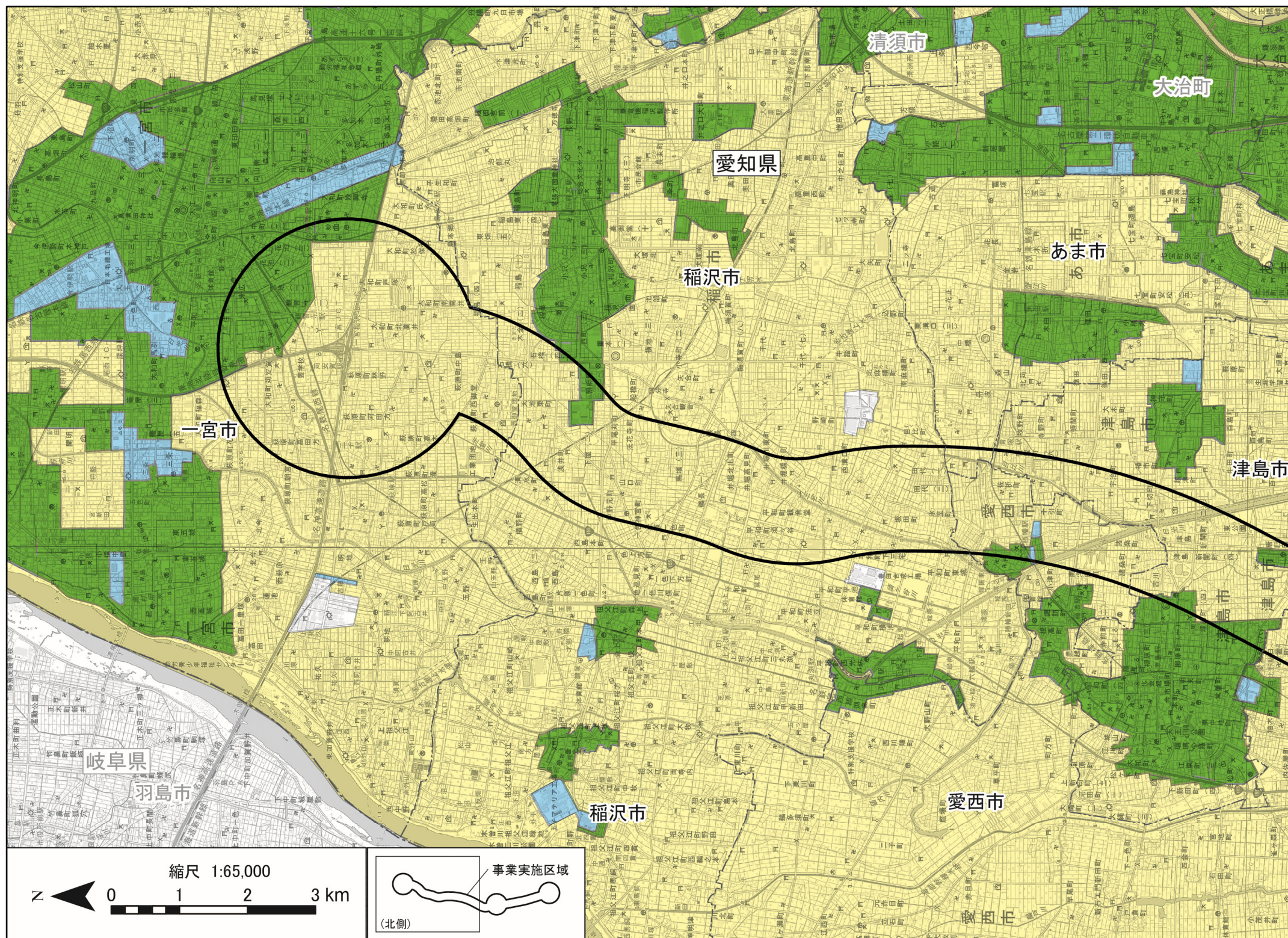
(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もんけんを除く</li> <li>・アースオーガーと併用する作業を除く</li> </ul>
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧入式くい打くい抜機を除く</li> </ul>
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。</li> </ul>
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る</li> <li>・さく岩機の動力として使用する作業を除く</li> </ul>
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る</li> <li>・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。</li> </ul>
	アスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る</li> </ul>
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	—
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	—
8	コンクリートカッターを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。</li> </ul>
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。</li> </ul>
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	—

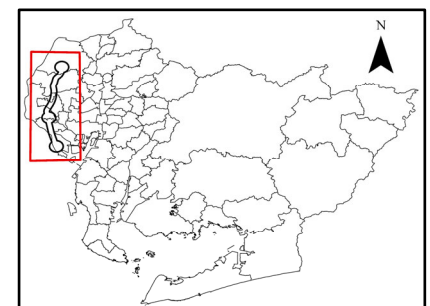
表 4-2-32 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分  
(県民の生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

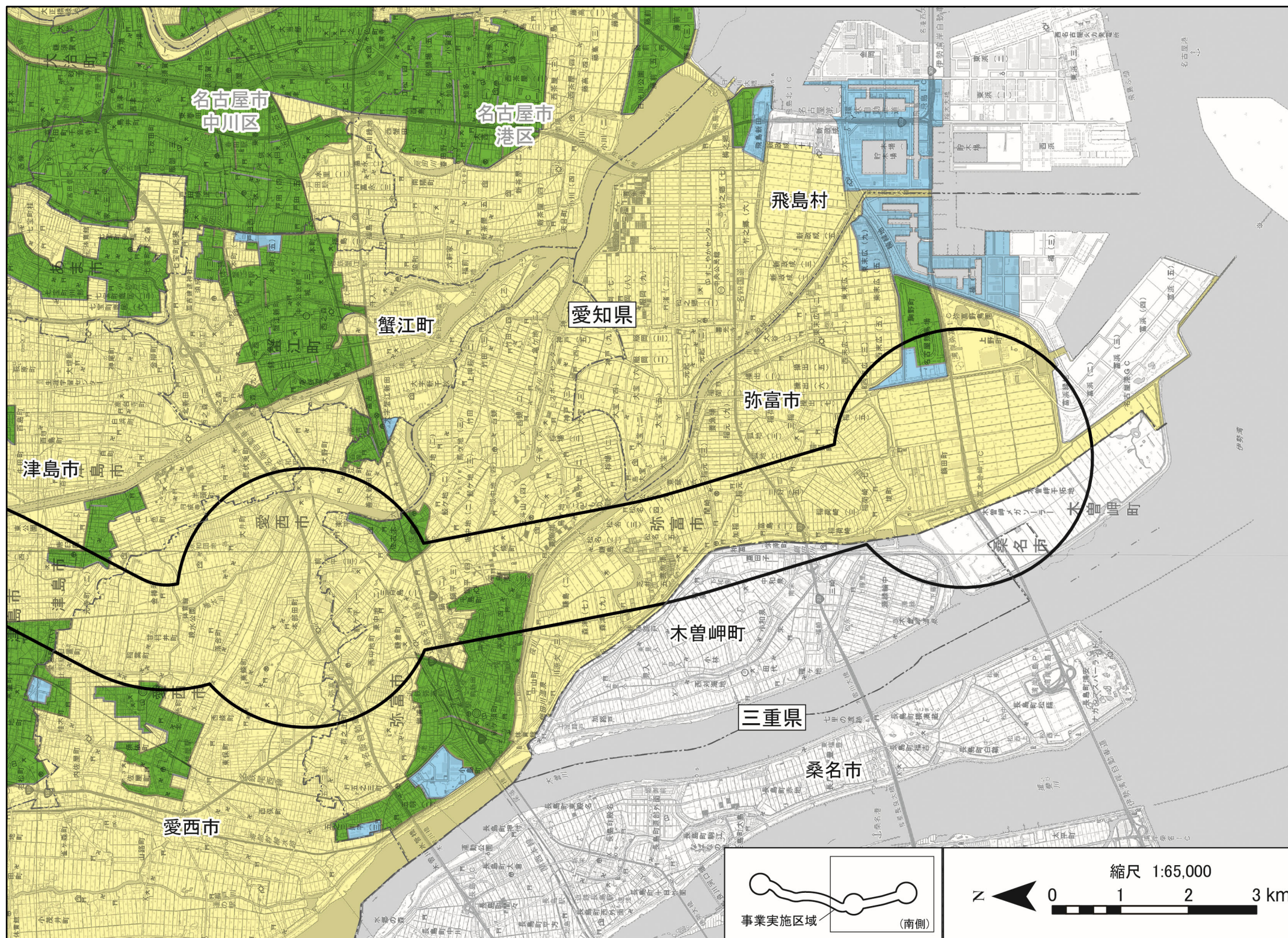


- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    市町村界
  - 第1号区域
  - 第2号区域
  - 第3号区域



出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

図 4-2-16(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）



- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    - - - - 市町村界
  - 第1号区域
  - 第2号区域
  - 第3号区域

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

図 4-2-16(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）

11) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）第3条第1項及び第16条第1項に基づき道路交通振動の限度が指定される区域が存在しています。同法に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表4-2-33に、道路交通振動の限度に係る区域の区分は表4-2-34～表4-2-35及び図4-2-17に示すとおりです。

調査区域の大部分が第2種区域に指定されており、一部が第1種区域に指定されています。

表4-2-33 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

表4-2-34 道路交通振動の限度に係る区域の区分（愛知県）

（愛知県）

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注）時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年10月17日愛知県告示第1049号）

（一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市）

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注）時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「一宮市告示第65号」（平成14年3月15日）  
 「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」（平成24年3月30日津島市告示第18号）  
 「稲沢市告示第31号」（平成24年3月30日）  
 「愛西市告示第41号」（平成24年3月30日）  
 「弥富市告示第21号」（平成24年3月30日）  
 「あま市告示第49号」（平成24年3月30日）

表4-2-35 道路交通振動の限度に係る区域の区分（三重県）

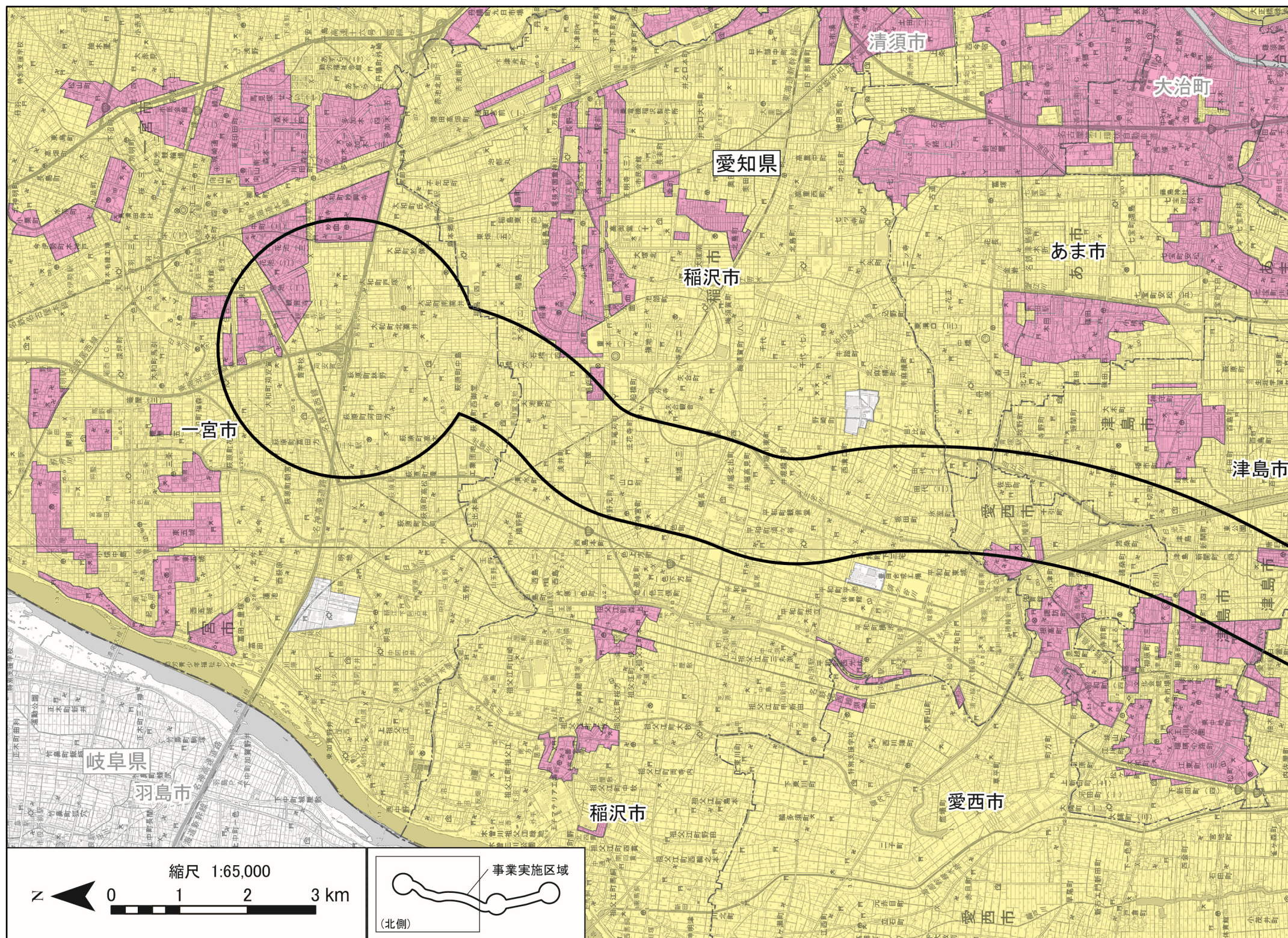
（三重県、桑名市）

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注）時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」（昭和52年12月6日三重県告示第730号）  
 「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年12月6日三重県告示第727号）  
 「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和49年4月9日三重県告示第241号の2）  
 「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」（平成24年4月1日桑名市告示第68号）  
 「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第67号）  
 「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成24年4月1日桑名市告示第63号）



- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    市町村界
  - 第1種区域
  - 第2種区域

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)  
「一宮市告示第65号」(平成14年3月15日)  
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定」(平成24年3月30日津島市告示第18号)  
「稲沢市告示第31号」(平成24年3月30日) 「愛西市告示第41号」(平成24年3月30日)  
「弥富市告示第21号」(平成24年3月30日) 「あま市告示第49号」(平成24年3月30日)  
「木曾岬町都市計画図」(令和2年3月、木曾岬町)  
「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年12月6日三重県告示第730号)

「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和52年12月6日三重県告示第727号)  
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和49年4月9日三重県告示第241号の2)  
「振動規制法施行規則に基づく市長が定める区域及び時間の区分」(平成24年4月1日桑名市告示第68号)  
「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成24年4月1日桑名市告示第67号)  
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成24年4月1日桑名市告示第63号)  
「マップあいち 都市計画総括図(令和3年度版)」(愛知県ホームページ)  
「桑名都市計画図」(令和5年3月、桑名市)

図4-2-17(1) 道路交通振動の限度に係る区域の区分

